● 第6回オープンパークを開催します！

上用賀公園拡張事業に関するパネルを設けたブースを設置するとともに、スポーツ体験のコーナーなど申し込み不要で現地で楽しめるイベントもご用意しておりますので、是非足を運んでみてください。

- 開催日時：**１１月９日(土)　１０：００～１６：００**
  （雨天予備日：１１月２３日(土)　１０：００～１６：００）
- 開催場所：**上用賀公園拡張計画地**（世田谷区上用賀四丁目３６番）

イベント内容（予定）

- ミニチュアホースとのふれあい体験（JRA馬事公苑）
- 上用賀古今東西（古地図、航空写真、風景写真の展示）
- 子どもから大人まで！だれでも「ボッチャ体験」（世田谷区スポーツ推進委員）
- 地震体験車「なまず号」での地震体験訓練
- 火災発生時の避難行動を学ぶ「煙中避難訓練」
- モルック体験、こども劇場
  （馬事公苑界わいコミュニティデザインプロジェクト『bajico』）
- 大きな木の下で大人も子どももゆったりあそぼ！～自然を生かした遊び～
  （はらっぱレンジャーあそび隊）

※当日のイベント内容、実施時間については、**変更・中止となる可能性があります。当日の実施内容、雨天の実施可否については**、二次元コードより、区ホームページをご確認ください。
※開催中は上用賀公園拡張計画地を自由開放しています。
ご都合のいいお時間に直接現地までお越しください。（参加自由・申込不要）

お問い合わせ

●スポーツ施設、オープンパークに関すること
世田谷区 スポーツ推進部 拠点スポーツ施設整備担当課（〒154-8504　世田谷区世田谷4-21-27）
担当：本田、渡部、平川、内海　　電話：03-5432-2193　　FAX：03-5432-3080

●公園施設に関すること
世田谷区 みどり33推進担当部 公園整備利活用推進課（〒158-0094　世田谷区玉川1-20-1）
担当：臼井、永翁(ながおさ)、原岡　　電話：03-6432-7903　　FAX：03-6432-7989

●地区計画変更（原案）説明会参加申込及び地区計画の変更に関すること
世田谷区 玉川総合支所 街づくり課（〒158-8503　世田谷区等々力3-4-1）
担当：鈴木、阿部　　電話：03-3702-4539　　FAX：03-3702-0942

詳しい情報は、世田谷区ホームページに掲載しています。

ホーム＞検索メニュー＞文化・スポーツ・生涯学習＞スポーツ・レクリエーション＞スポーツ施設一覧＞上用賀公園拡張事業に関するまとめ

上用賀公園　検索

上用賀公園拡張事業 公園づくりニュース

第9号

令　和　６　年　１　０　月
発行：世田谷区スポーツ推進部
みどり33推進担当部

● 第6回オープンパークを開催します！

オープンパークでは、上用賀公園拡張計画地を自由開放し、子どもから大人まで誰でも楽しめる様々なイベントを開催する予定です。詳細は本おしらせの４面をご覧ください。

● 上用賀四丁目地区地区計画変更原案説明会を開催します！

地区計画変更原案及び要求水準書の中間報告について説明会を開催します。公告･縦覧及び意見募集についての詳細は、本おしらせの2面をご確認ください。

10月25日（金）･･･ 19:00～20:30

◆上用賀四丁目地区地区計画変更原案の説明及び要求水準書の中間報告について

会　　場：用賀中学校　特活室
受付期間：9月25日(水)～10月14日(月)まで
対　　象：世田谷区内に在住、在勤、在学、上用賀四丁目内に土地、家屋等保有の方
定　　員：80名　※応募者多数の場合は抽選とします。
申込方法：右記二次元コードにアクセスしてオンライン申請でお申込みいただくか、玉川総合支所街づくり課までTEL(平日のみ)又はFAXでお申込み下さい。

● FAXでのお申込みは、以下①～④をご記入の上、送信ください。
①氏名 ②住所 ③連絡先　④世田谷区内に在住、在勤、在学または、上用賀四丁目内に土地、家屋等保有
※その他ご配慮が必要なことなどありましたらあわせてご記入ください。

オンライン申請はこちらから

申込先：
玉川総合支所街づくり課
FAX　03-3702-0942
TEL　03-3702-4539
（平日午前8時30分～午後5時）

このマークは目の不自由な方のための「音声コード」です。→

上用賀四丁目地区地区計画の変更について

◆現行の地区計画

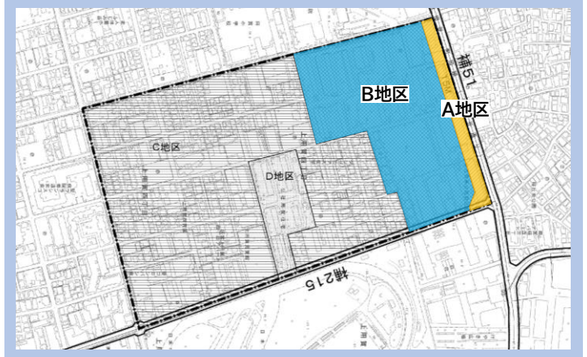

現　状

上用賀公園拡張事業基本計画で計画した拡張計画地でのスポーツ及び防災拠点機能を備えた施設は、用途地域の制限により、建築することができません。

変更の目的

スポーツ及び防災拠点機能を備えた施設の建築を可能にして、上用賀公園拡張事業基本計画と地区計画の整合を図ります。

◆変更後の地区計画（E地区の新設）

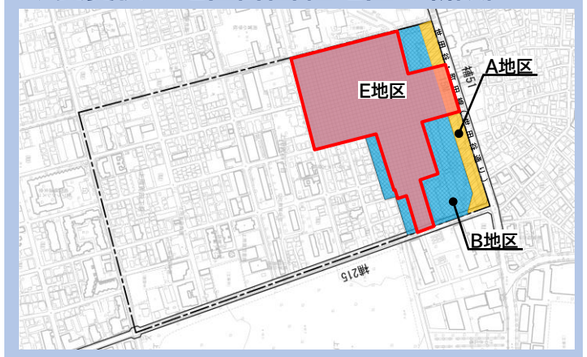

主な変更内容

- **上用賀公園**（既開園区域、拡張計画地）の部分を**E地区とします**。
- E地区にスポーツ及び防災拠点機能を備えた施設（体育館や地下駐車場等）を建築できる内容とします。
- E地区に建築物等の高さの最高限度や壁面位置の制限等の規制を新たに定めます。

■ 都市計画法第16条に基づく公告・縦覧及び意見書の提出について

対象計画		上用賀四丁目地区地区計画
縦覧場所		玉川総合支所街づくり課
縦覧期間		令和6年10月25日（金）～11月8日（金） ※土日・祝日を除く午前8時30分～午後5時
意見書	提出期間	令和6年10月25日（金）～11月15日（金）
	提出方法 提出先	・**オンライン手続き、郵送、FAX、持参**のいずれか。持参は、**土日・祝日を除く**午前8時30分～午後5時。 ・様式はありません。地区計画の名称、住所、氏名、電話番号、意見を記載し、**玉川総合支所街づくり課**まで提出してください。
	お問い合わせ先	玉川総合支所街づくり課 〒158－8503　世田谷区等々力3-4-1 FAX　03-3702-0942 TEL　03-3702-4539 オンライン手続きはこちら

素案説明会で頂いた主なご意見の要旨について

令和6年6月21日（金）開催

●【質問】体育館の客席面積の合計は1,500㎡としているが、固定席のみの場合か。
　⇒【回答】固定席のみで750席を想定。客席規模の見直しは予定していない。
●【質問】体育館の地下駐車場の台数、料金設定、また滞留抑制はどのように検討しているか。
　⇒【回答】駐車場台数は50～70台程度、面積は3,500㎡を想定。駐車料金は公共施設としての金額を想定。滞留空間は駐車場面積内及び公園内への乗入れ部に設けることを検討。
●【質問】地区計画の変更に伴い事業スケジュールに影響が出るのか。
　⇒【回答】地区計画の変更に伴い事業スケジュールの供用開始時期への影響はない。

これまでの経緯と今後の　スケジュール（予定）

年度

① 住民説明会

第1回　令和4年　6月26日（日）　：令和元年度策定基本構想の説明
第2回　令和5年12月　1日（金）、2日（土）：基本計画の説明
第3回　令和6年　3月　1日（金）、2日（土）：地区計画、事業手法の説明
第4回　令和6年　6月21日（金）　：上用賀四丁目地区地区計画素案の説明

② ワークショップ

各回テーマに沿ってグループワークを行い、意見交換を行いました。

第1回 令和4年　8月　6日（土）：整備の方向性と公園に求める機能について
第2回 令和4年　9月　3日（土）：公園・スポーツ施設での活動について
第3回 令和4年10月　1日（土）：災害時の利活用～防災機能～
第4回 令和4年10月22日（土）：平時の利活用～休憩・憩い機能～

③ オープンパーク

上用賀公園拡張計画地において、計画の検討状況についてのパネルを展示し、実際に現地を見ていただきながらご意見をお伺いしました。

第1回 令和4年　9月10日（土）
第2回 令和4年10月15日（土）
第3回 令和5年　7月　8日（土）
第4回 令和5年11月18日（土）
第5回 令和6年　6月29日（土）

当日の様子

いただいたご意見

④ アンケート調査

令和4年8月上旬配布 ➡ 8月中～下旬回収：アンケート調査
　上用賀公園拡張計画地の周辺（約1km）にお住まいの方を対象に、上用賀公園拡張計画地における公園・スポーツ施設整備に関するアンケートを実施しました。
令和5年11月7日（火）～令和6年3月29日（金）：こどもアンケート
　WEBにて小・中学生を対象に、新しくひろがる上用賀公園でやりたい遊び、ほしい遊具のアンケートを実施しました。

⑤ 意見交換会

　今までいただいたご意見を踏まえ、取組方針や施設配置をまとめた基本計画骨子案、基本計画（素案）の説明を行い、基本計画の策定に向けてご意見をいただきました。

第1回 令和5年3月　3日（金）、3月　4日（土）：基本計画骨子案の説明
第2回 令和5年6月23日（金）、6月24日（土）：基本計画（素案）の説明

④ アンケート調査	❶ 第1回住民説明会 ❷ 第1回WS	R4▼ 6月～
	❷ 第2回WS ❸ 第1回OP ❷ 第3回WS ❸ 第2回OP ❷ 第4回WS	
基本計画骨子案の策定		
基本計画素案の策定	❺ 第1回意見交換会	
基本計画の策定	❺ 第2回意見交換会 ❸ 第3回OP 基本計画（素案）に関する区民意見募集	R5▼
④ こどもアンケート	❸ 第4回OP ❶ 第2回住民説明会 ❶ 第3回住民説明会	
実施方針（案）、要求水準書（案）作成	❶ 第4回住民説明会 ❸ 第5回OP	R6▼
	▼現　在	
	● 地区計画原案説明会 公告・縦覧（10月25日） 実施方針（案）、要求水準書（案）公表 民間事業者ヒアリング ● 地区計画案 公告・縦覧（2月頃）	
事業者選定開始	● 都市計画決定（7月頃） ● 基本契約締結（12月頃）	R7▼ R8▼
設計・工事	● 一部開設（3月頃） ★ 全体開設（3月頃）	R9▼ R10▼ R11▼ R12▼ R13▼～

今回の住民説明会では要求水準書についてご説明します。

　今回、10月25日の住民説明会においては、上用賀四丁目地区地区計画変更原案に加え、**要求水準書の中間報告**について説明いたします。

要求水準書とは？

　要求水準書は、DBO方式などの官民連携手法で事業を実施する際、民間事業者に対して**区の意向を示す最も重要な書類**です。記載内容として、民間事業者に**要求する施設の設計**、**建設・工事監理**、**維持管理及び運営業務**に関する**サービス水準**を示しております。
　なお、民間事業者の創意工夫、ノウハウ、技術力等を最大限に生かすため、要求水準は基本的な考え方を示すことに留め、具体的な方法・手段等は**事業者に委ねる**こととします。

上用賀公園拡張事業公園づくりニュース
バックナンバーはこちらからご覧いただけます。